

況となり、習慣が性格を形成し、人格の一部となることに思いを致すべきであろう。中学2年・3年は青年期に入るので、家庭における自己の生活向上はもちろん、家族生活の改善・向上に進めるのが自然であろう。

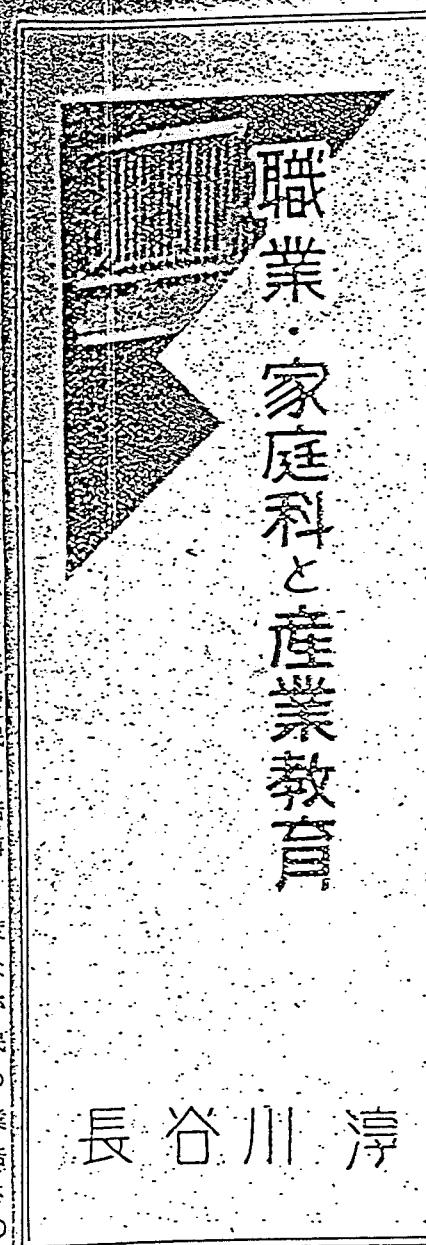
なお中学校においては一方ある程度の職業的経験と理解とを与えて職業的能力の基礎に培つて、自己の職業的適性を見出させ、就職・進学の方向を定める資となるように指導することも、職業・家庭科のねらいである。ところが今の職・家はむずかしくてわからないとばかりに、職業的経験や知識・理解を与えることなど、どこ吹く風かというような態度で終戦前のように家庭の仕事を教えておられる天下太平の学校もある。このような学校では民主社会では男女平等が理想であつて、それには女子の地位の向上が肝要であり、女子の地位向上にはその経済的独立が前提となつて、女子に職業的能力の必要なことをじゅうぶん研究される必要があろう。また、この地域は実業に就く卒業生が多いからといふので、全く家庭生活學習をぬきにした学校もあり職業・家庭科3時間のうち、1時間は女子は家庭男子は職業、2時間を職業的知識・理解とし、家庭担当の教師は1時間技術だけやればよいといふ珍妙な行き方をしている学校もある。

国をあげて民主的方向へ躍進しつつある今日、このあたりの職業・家庭科

には封建の風が吹きまくつているようである。またこのような傾向に、なかなか産業教育法の考え方が拍車をかけて、家庭生活學習を全く農工商の生産面のみに結びつけて指導されている学校もある。このような学校では職業・家庭科の家庭部面の本質的な使命にさかのばつて考え直し、家庭部面には家庭生活學習と職業的経験とが未分化の形で包含されていることをまず頭に置くことが大切であろう。そして職業的な面のみをとりあげて、家庭における自己の生活の向上や家族生活の改善向上をねらう大切な半面を忘れていることを反省しなければならない。

更に産業教育振興法を熟読されるべきであろう。その第1章第1条に「この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ…」とある。国民生活の向上は直接家庭生活の負うべき問題であり、消費者としての家庭生活がかくれたる実権を握つていてそれを再確認されることが肝要であろう。

以上のような行き過ぎも保守的態度も今日の教育の健全な姿とは言われない。女子が職業的能力を持ち、男子が家庭生活を理解し尊重することは、民主社会の建設に重大な意義を持つもので、正しい職業・家庭科の運営は産業経済の発展と物心両面からの国民生活の向上に培うものであることを熟慮されるべきであろう。(文部省文部事務官)



産業教育という言葉がつかわれるようになつてから2年近くなる。この言葉の中に中学校の職業・家庭科が含まれるかどうかについては多くの意見の存するところであろう。しかし「産業教育振興法」においては「産業教育」とは「中学校……が、生徒……に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもつて行う教育」を言つてゐる。この定義をみると、職業・家庭科が「産業教育」の中に入れるようにも思われる。しかしこの法律では、「職業・家庭科」とは言つていない。一昨年来、アメリカ、コロラド州の職業教育局長カムズトック氏が、I F E L「職業教育管理」班の指導者として来朝された時、この法律には中学校の職業・家庭科を含むかどうかを再三念をおした。アメリカにおいても、日本のこの教科に相当するインダストリアル・アーツを、職業教育関係の法律に含めているのは、全アメリカの約半数の州で、この教科は、これらの法律が対象としているものの限界領域に位置するものである。従つてこの教科を含むか否かは、この法律の今後の運営実施に、またこの教科の性格に重大な影響を及ぼすものであるから、今のうちにそれを決めておかなければならぬことを説いた。

カムストック氏の意向を察すると、日本においても中学校の職業・家庭科をこの法律の対象とすることは、のぞましくないと考えていたようである。それは、アメリカの経験からみて、法律の対象とすることによって、普通教育の教科としての本質をゆがめる結果になり、また中央政府の支配をうけやすいようにする結果になるからである。アメリカでは高等学校の職業課程でさえも、あるものは職業教育法の対象とされることを拒否していると言うことである。わずかばかりの財政的援助を受けることによって連邦政府からの拘束をうけることをいさぎよししない態度に学ぶべきものが多い。

「産業教育振興法」に述べられた産業教育の定義に従つて、この教育を、「現状の」農業、工業その他の産業に従事するための「直接的な準備訓練」と解釈するならば、これは職業・家庭科の目的であつてはならないであろう。しかし中学校における職業・家庭科が現実にこの法律の対象とされている。昭和27年度には「地方の産業教育及びこれに関する研究」の中心校として、「当該教育又は研究を行うために必要な実験実習」のための設備費その他の経費の補助をうけている。この法律に示されているように、現在の中学校の職業・家庭科の研究指定校には、2つのタイプが見られる。その1は、「地方の産業教育」の「中心」施設で、これは

産業教育を職業・家庭科と同一のものと考え、現在のコース・オブ・スタディに示された学習指導計画の例になつて、その計画に従つた教育をいかしてうまくやりとげるか、そしてそれをその地方のモデルにしようといふと、また同じく、その例にならつて、いかにりっぱな地方の産業教育のプランを作るかということにあるようである。その1つはプラン・メーキングで、おわり1つは教育の実施に苦慮しているだけにおわっている。その2は、「地方産業に関する研究」の中心施設で、戦後の教育が一般にそうであつたように、「地域社会」の産業の要求に適合した教育を行い、その産業の振興に寄与せしめようとするものである。

これらの研究指定校に対する設備費の補助が、どんなこととどんな教育を振興させているであろうか。

1. カリキュラムの研究と称するものである。実はプラン・メーキングである。「4分類 12 項目にわたり」「生活経験をもとにして」「啓発的経験の意義をもつようになります」「広い経験を与えるような」生活単元の構成としての展開を行うものである。これにはすでに学習指導要領が代表的な例を示しているので、それに多少の修正を加えたようなプランをつくっている。この修正が「地域社会の必要によつて特色をもつ」というにしただけのものである。このような計画は、この法律に定るものであるならば、たしかに意味のあることである。しかし現実に行われている「研究」をみると、地域産業の発展に協力するものとして、「大豆の油しぶり」「ボマーードの製造」その他がこの教科の大部分をしめて行われている。ここでは「仕事を中心として」仕事が目的であり、つくるものが目的であり、副次的にはそのような産業への協力という態度が目的である。

これらは「産業教育」の計画でもないし、家庭科教育の改善でもない。こゝに必要な補助を受けるべき経費は、時代であろう。

2. 指導法の研究と称するもの。指

導法の研究と称するもの。指

導法の研究と称するもの。指

導法の研究と称するもの。指

導法の研究と称するもの。指

この法律の実施によって、上に述べたような概念をはらむような方向に転換して行くことは、戦にいましめなければならない。ここに「農業・工業・商業・水産業その他の産業に従事するため必要な知識・技能及び態度を習得させる」という産業教育の定義を改めて検討してみる必要がある。同時に、研究指定校の目的である「地方の産業教育及びこれに関する研究」ということも検討してみなければならない。

しかしこの産業教育振興法が、ともかく現在の職業・家庭科に再検討を加えるべき要請を与えたことは事実である。これがこの法律の、この教科を担当する教師および教育管理者に対する教育的意義である。そこでこの法律の第1条に記されたこの法律の目的にもう一度たち返らなければならない。この第1条において、産業教育は、わが国の産業経済の発展及び国民生活向上の基礎であることを再確認している。そして、個人の尊厳を重んじ、真理と平和とを希求する人間を育成し、普遍的なしかも個性ゆたかな文化の創造発展を期すという「教育基本法の精神にのつる」べきことを明示していく。この目的および精神にてらしてみると、上に述べたいくつかの場合は、国民生活の向上を目的とした産業経済の発展に貢献するのではなく、特定の地域の特定の人によつて営まれる企業の維持經營に奉仕するものであり、個人

の尊厳を重んじるものでもなく、戦と平和を求めるこどもできます。又の創造発展も期することはできない。

そこで第2条に述べている「農業・工業・商業・その他の産業」を現在特定なそれとして受けとるのではなく、国民一般の生活の発展向上に役立てるものとして、そのための改善と発展能動的に参加して行くために必要な基礎的な知識技能を養うことが、この

法律で言う「産業教育」の目的であろう。

このような目的から「産業教育…内容及び方法の改善」を図るべきことが、その第3条に述べられている。

職業・家庭科が目的としている「事中心」の教育、生産一般の教育、

域社会主義の教育、生活経験の学習

等その中には、上に述べた行き過ぎ

産業教育への萌芽が含まれているよ

うに思われる。研究指定校は、この期

を育てるのではなく、振興法の意味

るところをくみとり、職業・家庭科(

習指導要領)に根本的な検討を加え

ることになつたかを見ることとしよう。

そのためのものでなければならない。指

め第1条は、アメリカの国民は主として農

校の研究は、この指導要領に含まれ

いる欠かんを、もう一度「経験学習」

てみるのであつてはならないし、そ

「啓発的経験」をつむのであつても

らない。この場合すなわち教師の立

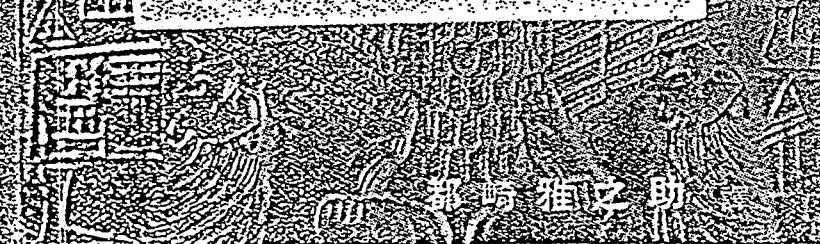
からみても、「仕事」をするのが目的

ではなく、この仕事を通じて、この教

の改善を図ることが目的である。

(文部省文部事務官)

## スミス・フューズ法の今昔



アメリカ、ロスアンゼルス市立職業短期大学の  
学校新聞 (Trade Wind) 1952年11月の論説

今から35年前にアメリカの連邦議会は一つの法律を制定した。それはその当時としては、崭新的な教育方法を定めた法律であつた。

この法律は俗にスミス・フューズ法と呼ばれているが、この法律のお蔵で1917年以来、職業学校の大拡張が行われたのである。これはこの法律は文字通り職業学校の骨格になつたのである。しかし先ず1917年前のアメリカにおける職業学校の歴史を振りかえり、どうしてスミス・フューズ法が制定されたことになつたかを見ることとしよう。

今世紀の始め頃迄、否第1次世界大戦の際に、アメリカの国民は主として農業に従事しており、それに必要な労働者は、ヨーロッパからどしどしゃつて来ていたの。国民に職業に関する教育を行う事はあり必须でなかつた。

しかるに1913年になると米国連邦議会がこの問題についての委員会を設置することとなつた。そしてこの委員会の調査の結果、アメリカには1200万人が農業に、1400万人が製造工業に従事しているにもかかわらず、それらの労働者のうち十分な職業訓練を受けている者は僅かに1%にも達しないことが分つた。そして職業学校の数と云えば、アメリカ全体でドイツのパヴァリヤ国の職業学校にも及ばなかつた。

13 (205)